令和８年７月15日

入札の無効と失格

北杜市財務規則第１８６条、北杜市入札心得第８条又は関係諸規定により、次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。なお、**無効又は失格となる行為を繰り返しますと、入札に参加することができなくなる場合があります。**

１　無効

（１）　入札参加資格のない者が行った入札
（２）　入札に関して不正行為があった者が行った入札
（３）　**記名押印がない入札**
（４）　入札金額が訂正されている入札
（５）　入札金額が０円の入札
（６）　**積算内訳書を提出しなければならない場合において、積算内訳書を提出しなかった者が行った入札**
（７）　**提出された積算内訳書と入札書の金額が異なる入札**
（８）　**積算内訳書に記載が必要な項目が欠如している入札**
（９）　不正な電子証明書を用いた電子入札
（１０）　開札時に有効期限が切れる電子証明書を用いてした電子入札
（１１）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（１２）　１通の内封筒に２枚以上の入札書が入っていた場合の入札
（１３）　明らかに連合と認められる入札
（１４）　同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に行った入札
（１５）　同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
（１６）　申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札
（１７）　入札日の前日までに到着しない入札
（１８）　前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札

２　失格

（１）　辞退届を提出することなく入札に参加しなかったとき
（２）　**予定価格を超えた入札**
（３）　最低制限価格が設定されている場合において、最低制限価格より低い価格の入札